

令和4年度 生徒指導規程



東広島市立八本松中学校

____年 ____組 ____番

名前

令和4年度 東広島市立八本松中学校
生徒指導規程

第1章 総則

この規程は、東広島市立八本松中学校で教育を受ける生徒の人格の完成と健やかな成長を願い、義務教育修了までの見通しを持った指導について、共通認識・共通実践を図るためのものである。

(目的)

第1条 この規程は、東広島市立八本松中学校の学校教育目標である「文武一体『力ある人間』の育成」を達成するためのものである。

生徒の人格の完成をめざして、自主的・自律的に充実した学校生活を送るという観点から必要な事項を定めるものである。

第2章 学校生活に関すること

(登下校)

第2条 登下校については、自宅を出て、自宅に帰るまでを学校の教育活動とする。社会の一員として、交通安全ルールを守り、登下校をする。

(1) 徒歩通学

歩道のマナーを守り通学路を通る。

※教育センター前の三叉路は必ず地下道を通行する。

※八本松駅前から通学する生徒は、野球場のバックネット裏の地下道を通行し、必ず体育館横を通行する。

(2) 自転車通学

①自転車通学許可ルールにしたがい安全に留意して通学路を通る。

②詳細については、自転車通学規則を遵守する。

※登下校時は、寄り道をせず、安全のため決められた通学路を往復する。寄り道をする特別な事情がある場合は、担任等の許可を受ける。

(登校・遅刻・欠席・早退・外出・下校)

第3条 登校・遅刻・欠席・早退・外出・下校については、次のことを指導し、望ましい生活習慣づくりをするために、登下校等に関する規程を定める。

(1) 始業時刻は、8時10分とする。

(2) 欠席の場合、7時40分までに、保護者が欠席の理由を学校に連絡する。

(3) 遅刻の場合、7時40分までに、保護者が遅刻の理由を学校に連絡する。また、遅刻して登校した場合は、職員室に報告して、授業教室に行く。

(4) あらかじめ早退することがわかる場合、保護者が早退の理由、時間を「生徒心得」の諸届欄に記入し押印のうえ担任に提出する。

(5) 登校したら、原則校外には出ない。特別な理由がある時は、職員室に連絡し許可を得る。

(頭髪)

第4条 頭髪については、次のことを指導する。

(1) 髪型は次記のルールとする。

【男子生徒】

- ・前髪：眉にかからない程度の長さ。
- ・横髪：耳にかからない程度の長さ。
- ・後髪：襟筋にかからない程度の長さ。

【女子生徒】

- ・前髪：眉をこえない程度の長さ。
- ※顔にかかる髪は、その髪を耳にかけるか、ピンでとめること。もしくは、散髪する。
- ・後髪：カッターシャツの襟が隠れるまで伸びたら、必ず結ぶ。

※脇下より長くなると散髪する。

※結び方

⇒ 耳の高さ以下で1つか2つに結ぶ。

3つ編みも同じ。ゴムは、黒・紺で2つまで。太さは5mmまで。

ヘルメット・帽子の着用に邪魔にならない結び方をする。

※ヘアピンの使用

⇒ 黒・紺でアメリカンピンで止める。

クロスは禁止。ピンの長さは5cm以内。本数は2本程度の最小限とする。

- (2) 不自然な髪型（パーマ・アシンメトリー・そり込み・髪を立てる・部分的なカットや極端にすいたカット等）をしない。
- (3) 脱色，髪染め等をしない。また，髪には何もつけない。（整髪料等）
- (4) ヘアバンド・リボン・パッチンピンなどは使用しない。
- (5) 保健上等の都合で上記の規程にできない場合は，保護者を通して担任に届け出て学校の許可を得る。

（化粧・装飾・装身具・不要物）

第5条 化粧・装飾・装身具・不要物については，次のことを指導する。

- (1) 口紅（事前に許可をもらったリップクリーム等は除く），マスカラ等の化粧類をしない。
- (2) マニキュア等の爪や皮膚への装飾をしない。
- (3) ピアス，指輪，ネックレス，ブレスレット，サングラス，カラーコンタクト，ミサンガ等の装身具をしない。
- (4) 眉毛は剃り落としを含めつつかない。また，まつ毛の加工をしない。
- (5) 携帯電話や情報通信機器，カメラ，ゲーム類，マンガ，化粧品，装飾品，お菓子，カッターナイフ等危険物，その他学校での学習活動に必要なでないものは持参しない。
- (6) 違反があった場合，学校で預かり懇談時に保護者に返す。また，特別な指導を行う場合がある。

（持ち物・身なり等）

第6条 服装等，身なりについては，次のことを指導する。

校内外の学習活動及び登下校（休業日を含む）は，学校が定める制服，体操服，部活動で指定されたものを正しく着用する。休日や忘れ物を取りに来る場合も制服または本校指定体操服を着用する。

(1) 学生服

男女とも学生服は〔八中マークのある〕学校指定のものを着用する。

【男子】

夏型：ポロシャツ（学校指定）・ズボン【ベルト

（色は，黒又は紺）を着用する】

※ベルト全体に金具などの装飾のないものを使用する。

冬型：黒の制服・カッター（白）

※長袖カッターシャツの袖を折り曲げて着用してはいけない。

【女子】

夏型：ポロシャツ（学校指定）・スカート（黒のスラックスを着用してもよい）

冬型：黒の制服（黒のスラックスを着用してもよい）・カッター（白）

※ポロシャツの上にベストや上着の着用は不可。

①夏服，冬服への移行期間の後，季節に合わせた制服を着用する。

②入学式，就任式，離任式，卒業式などの式典行事では，上着を着用する。

③女子のスカート丈は起立した状態で膝の中央が隠れる程度の長さとする。

④シャツ出しをしない。

⑤カッターシャツ，ポロシャツの下には，衛生面等を考慮し肌着を着用する。

色柄物の肌着は禁止とし，色は白とする。また，肌着の代わりとして体操シャツやTシャツを着ない。

(2) 靴下

①学校指定のものを使用する。

②部活動については，各部で許可された靴下を使用してもよい。

(3) 通学靴

①白一色の運動靴（ひも靴）を使用する。

②かかとの部分に必ず記名をする。

③降雨・降雪時には白又は黒のゴム長靴を使用してもよい。

(4) 上履き・体育館シューズ

①学校指定のものを使用する。

②上履きは，甲の部分に，体育館シューズは，かかとの部分に必ず記名をする。

③体育館シューズは体育館のみで使用する。

(5) 名札

①名札の定位置は左胸のポケットとする。

- (6) セーター・ベスト
- ①上着の下にVネックのものを着用してよい。色は、白・黒・紺・茶・灰色など、質素な色を選択する。また、着用時は、上着の丈や袖から、はみ出さない。
 - ②上着を脱いでセーターなどだけで生活することはできない。
 - ③女子のベストについては、学校指定のものとする。その場合、長袖のカッター（白）に必ずボータイをつける。
- (7) 手袋・マフラー
- ①冬季に手袋を着用してもよい。色は、白・黒・紺・茶・灰色など、質素な色を選択する。
 - ②マフラー・ネックウォーマー等は、着用しない。
 - ③手袋は、下駄箱ではずし校舎内では着用しない。
- (8) ウィンドブレーカー
- ①学校指定のものを着用する。
 - ②通学時には、定められた期間、ウィンドブレーカーを着用する。冬服完全移行後は、登下校時にウィンドブレーカー（上）を着用する。
 - ③着用の場合、ボタンをすべてとめ、襟を折り返さない。
 - ④職員室、学年室では着用しない。
- (9) 体操服等
- ①男女とも学校指定のものを着用する。
 - ②半そでシャツは、必ず裾をズボンに入れる。ズボンは、腰骨より上にあげる。
 - ③体育・部活動の服装は、指定体操服が原則。ただし、部活動着については、ユニフォームまたは許可された練習着を着用してもよい。
- (10) 持ち物について
- ①自分の持ち物には記名をする。
 - ②カバンは、学校指定バックを使用する。
 - ③カバンに入りきらない場合は、学校指定サブバックを使用する。
 - ④カバンや筆箱などの学用品に、装飾品（キーホルダー等）をつけない。
 - ⑤飲み物として、水筒にお茶または水を入れ持参してもよい。水筒の代わりにペットボトルを持ってくることは許可しない。なお、部活動を休日に行う場合や長期休業日、遠征時に

については、顧問が把握したうえで、スポーツドリンクを持参してもよい。また、体育大会前についてもスポーツドリンクを持参してもよい。

- ⑥冬季のカイロ使用については、各自が責任を持って持参、使用してもよい。ただし、使い捨てカイロ等の処分は、各自家に持ち帰って行う。

（学校生活）

第7条 学校生活については、次のことを指導する。

(1) 学校生活全般

- ①集金などの金品は、登校後すぐに先生に預ける。
- ②所持品や現金を紛失した時には、すぐに先生に連絡する。
- ③体育の授業を見学するときには、「担任と教科担任」に見学届を提出する。

(2) 休憩時間

- ①校内放送は、静かに聞く。
- ②特別教室、準備室、体育館、クラブハウスには、無断で入らない。
- ③廊下等、校内を走らない。
- ④学校の施設や道具、草花や樹木を大切にする。
- ⑤校舎内に取りつけられている次記の器具に、無断でさわらない。
※電気器具・防火器具・火災報知機・暖房器・避難器具・ガス栓等
- ⑥整理整頓をする。（靴箱、机、ロッカー、掃除道具入れ、掲示物等）

(3) 部活動

- ①目的意識を持ち、積極的に部活動に参加する。
- ②部活動に、不必要なものは持参しない。
- ③活動開始時間や、下校時間を厳守する。
- ④部室は、部活動のためにだけ使用する。
※部活動時、個人の荷物は活動場所に持っていく。
- ⑥中間試験、期末試験の前3日間は、原則部活動は停止する。
- ⑦部活動を見学又は欠席する場合は、「担任と部活顧問の両者」の許可を受ける。

※「生徒心得」の諸届欄に記入し押印のうえ提出する。

⑧休日・長期休業中、午後から引き続いて部活動がある場合、必ず昼食（弁当またはパン）や飲み物（牛乳またはお茶）を準備する。

※昼食や飲み物をとる場所については、各部活動顧問の先生の指導のもとでとる。

(4)その他

①学校内の施設設備を破損した場合や発見した時は、職員室に速やかに届け出る。破損については、原則、実費弁償とする。場合によっては、関係機関と連携する。

②卒業生や部外者の学校内への無断立ち入りは禁止する。用事のある場合は、職員室へ連絡する。学校敷地内に入り、指導したにもかかわらず、校外に移動しない場合、関係機関と連携する。

第3章 校外での生活に関すること

本章の内容は、学校・家庭・関係機関と連携を取り指導する。同一指導を繰り返す生徒の場合、特別な指導を行う。

(校外の生活)

第8条 校外での生活については、次のことを指導する。

- (1)生徒だけで、校区外に出ない。校区外への外出は、保護者同伴でなければならない。
- (2)夜間は、遊びに行かない。また、生徒だけで19時以後、用のない限り外出をしない。
- (3)生徒だけで娯楽施設（カラオケボックス、ゲームセンター、ゲームコーナー、インターネットカフェ、ボーリング場、マンガ喫茶、ビデオ取扱店、映画館、バッティングセンター等）へは入店しない。
- (4)生徒だけでの外泊や夜間徘徊を禁止する。
- (5)本校・本市では、学校へのスマートフォン等の情報通信機器の持ち込みを原則禁止している。

第4章 特別な指導に関すること

(特別な指導)

「社会で許されないことは、学校においても許されない。」ことであり、生徒が校内および校外で問題行動を起こした場合には反省させ、よりよい学校生活を送るために自己を振り返るために指導する。

(問題行動への特別な指導)

第9条 問題行動への特別な指導として、問題行動を起こした生徒には、教育上、必要と認められる場合は、特別な指導を行う。但し、発達段階や常習性も配慮し指導を行う。

本校の定める指導段階は次記の通りとする。

指導段階1

本人への説諭、事実・反省・宣誓の文章の作成及び保護者への連絡。

※ 指導に従わない場合は、指導段階2に移行する。

(1)指導段階1について、

指導対象になる事柄

次の行為があった場合、段階1以上の指導を行う。

- ①不要物を持ち込んだ場合。
- ②服装・頭髪違反が繰り返される場合。
- ③授業中の態度に問題がある場合。
- ④人としてのマナーに反する言動を行った場合。
- ⑤道路交通法違反および通学違反をした場合。
- ⑥生徒間暴力があった場合。
- ⑦器物破損・破損行為があった場合。
- ⑧その他、学校が教育上指導を必要と判断した行為。

指導段階2

第1段階の指導を踏まえた保護者との面談。

(2)指導段階2について

指導対象になる事柄

次の行為があった場合、段階2以上の指導を行う。

- ①第1段階の指導で改善できない場合。
- ②不要物持ち込みのうち、危険物や授業の妨げになるものを故意に持参・使用した場合。
- ③飲酒・喫煙・万引きなど触法行為。
- ④故意に授業妨害をし、指導に従わない場合。
- ⑤教師への暴言。
- ⑥生徒間暴力のうち、事実内容が軽度でない場合。

指導段階3 → 「緊急対応」等

第2段階までの指導を踏まえた学校からの懲戒(校内反省個別指導)や諸機関との連携。

(3)指導段階3について

指導対象になる事柄

次の行為があった場合、段階3以上の指導を行う。

- ①第2段階の指導で改善が見られない場合。
または、事実が重大で教育的に必要と判断できる場合。
- ②指導に従わない場合。
- ③家出および夜間徘徊。
- ④金品強要。
- ⑤授業妨害が故意で重大な場合。
- ⑥その他、学校が教育上指導を必要とすると判断した場合。

(4)いじめについて

いじめがあった場合は、校内のいじめ防止委員会において検討後、指導を行う。

(反省指導等)

第10条 特別な指導のうち、反省指導等は、次の通りとする。期間は、概ね1日から1週間とする。ただし、態度に改善が見られない場合や繰り返し等により指導を変更することがある。

(1)学校反省指導

指導段階2以上については、(2)の指導を行う。授業中の態度などに課題がある場合は、指導段階1においても、(2)の別室指導を行うことがある。

(2)方法

①別室による個別反省指導

別室で反省や教科指導を行う。

②保護者連携ファイルによる個別反省指導

別室指導および家庭での過ごし方を振り返り用紙に記入させ、学校、保護者が連携をもつ。

③教育相談と反省指導を複合した指導

スクールカウンセラーや心のサポーターとの教育相談と個別反省指導を並行して行う。

(特別な指導を実施するにあたって)

第11条 特別な指導は、生徒が自ら起こした問題行動を反省させ、よりよい学校生活を送り、人格の形成を行うものである。この観点から、実施にあたっては、次の事項について明確にする。

- (1)特別な指導のねらいや期間、指導計画を明確にし、生徒・保護者・教職員に伝える。
- (2)特別な指導は、学校体制として取り組み、事実の確認、反省(振り返り)、再発防止のための具体的な約束や展望を持たせる。また、この機会に学力の補充を行う。
- (3)特別な指導を行うにあたっては、十分な事実確認を行い、指導記録に残す。
- (4)法令・法規に違反する行為・いじめ・暴力行為、指導を繰り返す場合は、市教委・警察・子ども家庭センターなどの諸機関と連携をとる。
- (5)反省指導は、目的を明確にして短期間で行う。また、生徒の発達段階も考慮して効果的に行う。

(規程の周知)

第12条 生徒を対象とする全校集会や保護者を対象とする入学説明会、PTA総会、懇談会などで直接説明を行う。また、学校に来校しない保護者に対しては、必要に応じて家庭訪問を行う。

(規程の施行)

この規程は、令和4年4月1日より施行する。